

周波数オークションに関する懇談会 ヒアリング資料

平成23年6月17日 一般社団法人 日本コミュニティ放送協会

周波数オークションの導入についての考え

周波数オークション導入についての当協会としての基本的な考えは以下のとおりです。

- 1. 市町村単位で開設されている各コミュニティ放送局は、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。 例えば、今般の東日本大震災および福島原発事故にあたり、被災地の各コミュニティ放送局では、地震発生以降、不休で、当初は安否情報、炊き出し・給水情報等を中心に、最近は、炊き出し・給水、入浴施設等の救援情報、道路、店舗等の再開情報、仮設住宅や義捐金の手続き等、避難生活をされている方々に役立つ情報をFM放送波で放送しています。被災地では、広告主(スポンサー)も被災しているため収入がほとんどなくなった状況下であっても、放送法第6条の2に規定する災害放送義務を誠実に履行すべく、被災者の心の支えになるような放送を行っています。
- 2. こうした公共的役割を果たすためには、国の責務として、低廉なコストで電波を利用できるよう配慮することが肝要と考えます。コミュニティ放送局は現在248社ですが、その約半数は年間売上高が4千万円以下という零細な会社であり、44%が赤字社、24%が債務超過状態です。業績不振で廃局した局がこれまでに18社あるという、採算が全く採れない業界です。それでも局を経営しているのは、自分が生まれ育った地元の活性化に貢献したい、役立ちたいという気概があるからです。
 - こうした「コミュニティ放送」については、新設免許時、再免許時を問わず、周波数オークションによる 事業者選定はなじまないことから、同制度の対象にすべきではないと考えます。